(5) Delivery place : As shown in the specifications

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who come under the following items at the time of the examination date, with the examination date set as the due date of receipt of the documents required for the tender. In addition, suppliers who no longer come under the following items after the examination date and up to the time of the decision being made on the successful supplier shall not be eligible to participate in the open tender.

① The supplier does not come under Article 6 of the East Nippon Expressway Company Limited's regulations concerning contract procedures (Regulation №. 16 of 2005).

② Not to have been subject to transaction suspension measures imposed by East Nippon Expressway Company Limited during the period from the examination criteria date to the date of the decision on the bidder.

③ There shall have been no funding or personal relationships with those intending to participate in the bidding during the period from the examination criteria date to the date of the decision on the bidder.

④ Not being a contractor of the individual business based on the East Japan Expressway Co., Ltd. comprehensive communication development business and a person who has no capital relationship with the contractor or a person who has no relationship with the personnel.

(7) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 9 June 2020

(8) Time-limit for the submission of tender : 4 : 00 P.M. 30 June 2020

(9) Contact point for the notice : Hiroshi Nakaya, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Accounting & Finance Department, General Affairs & Accounting Division, East Nippon Expressway Company 3―3―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8979 Japan. Tel. 03―3506―0212

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年５月12日

契約責任者　本州四国連絡高速道路株式会社
しまなみ今治管理センター所長　竹内　政彦

◎調達機関番号　422　◎所在地番号　38

○本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ今治管理センター公告令和２年第１号

1　調達内容

(1)　品目分類番号　17

(2)　調達等件名及び数量　道路巡回車（Ａ１）購入　２台

(3)　調達等案件の仕様等　入札説明書及び特記仕様書（特記仕様書において適用する仕様書を含む。）による。

(4)　納入期限　契約締結の日の翌日から令和３年２月５日まで

(5)　納入場所　入札説明書による。

(6)　入札方法　本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難い者は、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）の承諾を得た場合に限り、従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）に代えることができる。

2　競争参加資格

当該調達に係る一般競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、本四会社による当該調達に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1)　次の①から④までに掲げる者でないこと。

①　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）及び破産者で復権を得ない者

②　本四会社の過去２年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者

イ　契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又は物件等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ　本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト　その他本四会社に著しい損害を与えた者

チ　イからトまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

③　経営状況が著しく不健全であると認められる者

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(2)　納入実績　平成22年度以降に、道路巡回車（Ａ１）（「適合証明書及び製作仕様書」作成要領に示す諸元に適合するもの）の製造（又は納入）実績が１台以上あることを証明した者であること。

(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

なお、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることとは、当該調達物品の整備及び修理の可能な直営工場もしくは協力会社工場が、原則愛媛県内に１箇所以上確保されており、当該調達物品の納入後10年以上部品等の供給体制が確保されていることをいう。

(4)　過去２年以内において法令の規定に違反して営業を行ったと認められる者でないこと又は競争参加資格確認申請書及びその添付資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、他の発注機関から指名停止等を受けていないこと若しくは申請書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、指名停止を受けていないこと。

(5)　民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、再生手続開始の決定を得ない者でないこと。

(6)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者で、更生手続開始の決定を得ない者でないこと。

(7)　申請書等の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別表第９号様式（その３、その３の２又はその３の３のいずれか。））の写しを提出できる者であること。（外国事業者の場合は、納税証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができる。）

(8)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3　入札手続等

(1)　担当部署　〒794―0072 愛媛県今治市山路751番地２　本州四国連絡高速道路株式会社
しまなみ今治管理センター　総務課　電話 0898―23―7250
E-mail　keiyaku-imabari@jb-honshi.co.jp

(2)　設計図書等の入手方法　設計図書等（入札公告の写し、契約書案、入札及び見積り手引き、電子入札運用基準、特記仕様書及び設計書を含む。以下同じ。）は入札情報公開サービスの発注図書ファイルをそれぞれダウンロー